

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う
関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文 目次

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）（第一条関係）	1
○原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法施行令（平成十三年政令第五百号）（第二条関係）	11
○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（第三条関係）	12
○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法施行令（平成十七年政令第二百二十四号）（第四条関係）	13
○東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令（平成二十五年政令第五十三号）（第五条関係）	14

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（施設定期検査を受ける使用済燃料貯蔵施設）</p> <p>第二十四条 法第四十三条の十一第一項に規定する使用済燃料貯蔵施設のうち政令で定めるものは、使用済燃料（法第四十三条の四第一項の使用済燃料に該当するものに限る。）の受入施設、使用済燃料貯蔵設備本体、計測制御系統施設、廃棄施設及び放射線管理施設並びに使用済燃料貯蔵設備の附属施設で原子力規制委員会規則で定めるものとする。</p>	<p>（施設定期検査を受ける使用済燃料貯蔵施設）</p> <p>第二十四条 法第四十三条の十一第一項に規定する使用済燃料貯蔵施設のうち政令で定めるものは、使用済燃料（法第四十三条の四第一項の使用済燃料に該当するものに限る。）の受入れ施設、使用済燃料貯蔵設備本体、計測制御系統施設、廃棄施設及び放射線管理施設並びに使用済燃料貯蔵設備の附属施設で原子力規制委員会規則で定めるものとする。</p>
<p>（施設定期検査を受ける再処理施設）</p> <p>第二十八条 法第四十六条の二の三第一項に規定する再処理施設のうち政令で定めるものは、使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設、再処理設備本体、製品貯蔵施設、計測制御系統施設、廃棄施設並びに放射線管理施設並びに再処理設備の附属施設で原子力規制委員会規則で定めるものとする。</p>	<p>（施設定期検査を受ける再処理施設）</p> <p>第二十八条 法第四十六条の二の三第一項に規定する再処理施設のうち政令で定めるものは、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設、再処理設備本体、製品貯蔵施設、計測制御系統施設、廃棄施設並びに放射線管理施設並びに再処理設備の附属施設で原子力規制委員会規則で定めるものとする。</p>
<p>（特定第一種廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設）</p> <p>第三十四条 法第五十一条の七第一項の政令で定める第一種廃棄物埋設施設は、廃棄物受入施設、廃棄物取扱施設、計測制御系統施設及び放射線管理施設並びに廃棄物埋設地の附属施設で原子力規制委員会規則で定めるものとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（特定廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設）</p> <p>第三十四条 法第五十一条の七第一項の政令で定める第一種廃棄物埋設の事業に係る廃棄物埋設施設は、廃棄物受入れ施設、廃棄物取扱施設、計測制御系統施設及び放射線管理施設並びに廃棄物埋設地の附属施設で原子力規制委員会規則で定めるものとする。</p> <p>2 （略）</p>
<p>（施設定期検査を受ける特定第一種廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設）</p> <p>第三十五条 法第五十一条の十第一項に規定する特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設のうち政令で定めるものは、次</p>	<p>（施設定期検査を受ける特定廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設）</p> <p>第三十五条 法第五十一条の十第一項に規定する特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設のうち政令で定めるものは、次の各号</p>

の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める施設とする。

- 一 特定第一種廃棄物埋設施設 廃棄物受入施設、廃棄物取扱施設、計測制御系統施設及び放射線管理施設並びに廃棄物埋設地の附属施設で原子力規制委員会規則で定めるもの
- 二 特定廃棄物管理施設 廃棄物受入れ施設、廃棄物管理設備本体、計測制御系統施設及び放射線管理施設並びに廃棄物管理設備の附属施設で原子力規制委員会規則で定めるもの

(廃棄物埋設地の譲受け等の許可の申請)

第三十七条 法第五十一条の十九第一項の規定により廃棄物埋設地又は廃棄物埋設地を含む一体としての施設の譲受けの許可を受けようとする者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 一五 (略)

六 第二種廃棄物埋設事業者からその設置した廃棄物埋設地又は廃棄物埋設地を含む一体としての施設の譲り受けようとする者にあつては、放射能の減衰に応じた第二種廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置の変更予定時期

(施設検査等を要する核燃料物質)

第四十一条 法第五十五条の二第一項、第五十七条第一項及び第五十七条の四第一項に規定する政令で定める核燃料物質は、次のいずれかに該当する核燃料物質とする。

一 一六 (略)

(核原料物質の使用の届出)

第四十三条 法第五十七条の七第一項及び第三項の規定による届出は、工場又は事業所ごとにしなければならない。

に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める施設とする。

- 一 特定廃棄物埋設施設 廃棄物受入れ施設、廃棄物取扱施設、計測制御系統施設及び放射線管理施設並びに廃棄物埋設地の附属施設で原子力規制委員会規則で定めるもの
- 二 特定廃棄物管理施設 廃棄物受入れ施設、廃棄物管理設備本体、計測制御系統施設及び放射線管理施設並びに廃棄物管理設備の附属施設で原子力規制委員会規則で定めるもの

(廃棄物埋設地の譲受け等の許可の申請)

第三十七条 法第五十一条の十九第一項の規定により廃棄物埋設地又は廃棄物埋設地を含む一体としての施設の譲受けの許可を受けようとする者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 一五 (略)

六 放射能の減衰に応じた第二種廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置の変更予定時期

(施設検査等を要する核燃料物質)

第四十一条 法第五十五条の二第一項及び第五十七条第一項に規定する政令で定める核燃料物質は、次のいずれかに該当する核燃料物質とする。

一 一六 (略)

(核原料物質の使用の届出)

第四十三条 法第五十七条の八第一項及び第三項の規定による届出は、工場又は事業所ごとにしなければならない。

(使用の届出を要しない核原料物質の放射能濃度等の限度)

第四十四条 法第五十七条の七第一項第三号に規定する政令で定める限度は、放射能濃度については、七十四ベクレル毎グラム(固体状の核原料物質にあつては、三百七十ベクレル毎グラム)とし、ウラン又はトリウムの数量については、ウランの量に三を乗じて得られる数量及びトリウムの量を合計した数量で九百グラムとする。

(核原料物質の使用に係る変更の届出)

第四十五条 核原料物質使用者は、法第五十七条の七第三項の規定による変更の届出をしようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、次の事項を記載した書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 四 (略)

(届出を受理した場合における通報等)

第六十二条 法第七十一条第六項の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 六 (略)

七 法第十二条の六第八項(法第二十二条の八第三項、第四十三条の三の三十四第三項、第四十三条の二十七第三項、第五十条の五第三項及び第五十一条の二十五第三項において準用する場合を含む。)又は第十二条の七第九項(法第二十二条の九第五項、第四十三条の三の三十五第四項、第四十三条の二十八第四項、第五十一条第四項及び第五十一条の二十六第四項において準用する場合を含む。)の規定による確認(法第四十三条の三の三十四第三項において準用する法第十二条の六第八項又は法第四十三条の三の三十五第四項において準用する法第十二条の七第九項の規定による確認にあつては、実用発電用原子炉に係るものに限る。)

八 法第四十三条の三の三十四第三項において準用する法第十二

(使用の届出を要しない核原料物質の放射能濃度等の限度)

第四十四条 法第五十七条の八第一項第三号に規定する政令で定める限度は、放射能濃度については、七十四ベクレル毎グラム(固体状の核原料物質にあつては、三百七十ベクレル毎グラム)とし、ウラン又はトリウムの数量については、ウランの量に三を乗じて得られる数量及びトリウムの量を合計した数量で九百グラムとする。

(核原料物質の使用に係る変更の届出)

第四十五条 核原料物質使用者は、法第五十七条の八第三項の規定による変更の届出をしようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、次の事項を記載した書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 四 (略)

(届出を受理した場合における通報等)

第六十二条 法第七十一条第六項の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 六 (略)

七 法第十二条の六第八項(法第二十二条の八第三項、第四十三条の三の三十三第三項、第四十三条の二十七第三項、第五十条の五第三項及び第五十一条の二十五第三項において準用する場合を含む。)又は第十二条の七第九項(法第二十二条の九第五項、第四十三条の三の三十四第四項、第四十三条の二十八第四項、第五十一条第四項及び第五十一条の二十六第四項において準用する場合を含む。)の規定による確認(法第四十三条の三の三十三第三項において準用する法第十二条の六第八項又は法第四十三条の三の三十四第四項において準用する法第十二条の七第九項の規定による確認にあつては、実用発電用原子炉に係るものに限る。)

八 法第四十三条の三の三十三第三項において準用する法第十二

七条の六第四項において準用する場合を含む。)の確認をした場合	(略)
十三・十四 (略) 十五 その使用し、又は使用しようとする施設が原子力規制委員会が告示で定める施設に該当する核原料物質使用者又は核原料物質を使用しようとする者について法第五十七條の七第一項又は第三項の規定による届出を受理した場合	国家公安委員会及び海上保安庁長官
十六 核原料物質使用者又は核原料物質を使用しようとする者であつて前号に規定するもの以外のものについて法第五十七條の七第一項又は第三項の規定による届出を受理した場合	国家公安委員会

別表第一(第六十五條關係)

番号 一〇四十二	(略)	(略)
四十三	法第四十三條の三の三十四第二項又は第四十三條の三の三十五第二項の認可を受けようとする者	百八十四万七千円(電子申請等による場合)にあつては、百八十四万四千九百円
四十四	法第四十三條の三の三十四第三項において準用する法第四十二條の六第三項又は法第四十三條の三の三十五第四項において準用する法第十二條の七	四十三万六千七百円(電子申請等による場合)にあつては、四十三万四千六百円

七条の七第四項において準用する場合を含む。)の確認をした場合	(略)
十三・十四 (略) 十五 その使用し、又は使用しようとする施設が原子力規制委員会が告示で定める施設に該当する核原料物質使用者又は核原料物質を使用しようとする者について法第五十七條の八第一項又は第三項の規定による届出を受理した場合	国家公安委員会及び海上保安庁長官
十六 核原料物質使用者又は核原料物質を使用しようとする者であつて前号に規定するもの以外のものについて法第五十七條の八第一項又は第三項の規定による届出を受理した場合	国家公安委員会

別表第一(第六十五條關係)

番号 一〇四十二	(略)	(略)
四十三	法第四十三條の三の三十三第二項又は第四十三條の三の三十四第二項の認可を受けようとする者	百八十四万七千円(電子申請等による場合)にあつては、百八十四万四千九百円
四十四	法第四十三條の三の三十三第三項において準用する法第四十二條の六第三項又は法第四十三條の三の三十四第四項において準用する法第十二條の七	四十三万六千七百円(電子申請等による場合)にあつては、四十三万四千六百円

	四十五	第四項の認可を受けようとする者	法第四十三條の三の三十四第三項において準用する法第四二條の六第八項又は法第四十三條の三の三十五第四項において準用する法第十二條の七第九項の確認を受けようとする者	(略)	百五十五万二千九百円(電子申請等による場合にあつては、百五十五万九百円)
	四十六、 六十五	法第五十一條の六第一項の確認を受けようとする者	イ・ロ (略) ハ 第一種廃棄物埋設施設(廃棄物埋設地を除く。)に係る確認	(略)	四十三万七千七百円(電子申請等による場合にあつては、四十三万四五百円)
	六十七	(略)	ニ〜ハ (略)	(略)	(略)
	六十八	法第五十一條の七第一項又は第二項の認可を受けようとする者	イ 特定第一種廃棄物埋設施設に関する設計及び工事の方法の認可	(略)	四十一万四千二百円(電子申請等による場合にあつては、四十一万二千九百円)
ロ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	四十五	第四項の認可を受けようとする者	法第四十三條の三の三十三第三項において準用する法第四二條の六第八項又は法第四十三條の三の三十四第四項において準用する法第十二條の七第九項の確認を受けようとする者	(略)	百五十五万二千九百円(電子申請等による場合にあつては、百五十五万九百円)
	四十六、 六十五	法第五十一條の六第一項の確認を受けようとする者	イ・ロ (略) ハ 第一種廃棄物埋設の事業に係る廃棄物埋設施設(廃棄物埋設地を除く。)に係る確認	(略)	四十三万七千七百円(電子申請等による場合にあつては、四十三万四五百円)
	六十七	(略)	ニ〜ハ (略)	(略)	(略)
	六十八	法第五十一條の七第一項又は第二項の認可を受けようとする者	イ 特定廃棄物埋設施設に関する設計及び工事の方法の認可	(略)	四十一万四千二百円(電子申請等による場合にあつては、四十一万二千九百円)
ロ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

六十九	法第五十一条の八第一項の使用前検査を受けようとする者 イ 特定第一種廃棄物埋設施設の工事及び性能に関する使用前検査	百六十二万六千二百円（電子申請等による場合にあつては、百六十二万四千九百円）
七十	法第五十一条の十第一項の施設定期検査を受けようとする者 イ 特定第一種廃棄物埋設施設の性能に関する施設定期検査	二百五十二万二千二百円（電子申請等による場合にあつては、二百五十二万八百円）
七十一） 八十	（略）	（略）
八十一	法第五十七条の五第二項又は第五十七条の六第二項の認可を受けようとする者	五万八千三百円（電子申請等による場合にあつては、五万六千九百円）
八十二	法第五十七条の五第三項において準用する法第十二条の六第三項又は法第五十七条の六第四項において準用する法第十二条の七第四項の認可を受	一万九千三百円（電子申請等による場合にあつては、一万八千円）

六十九	法第五十一条の八第一項の使用前検査を受けようとする者 イ 特定廃棄物埋設施設の工事及び性能に関する使用前検査	百六十二万六千二百円（電子申請等による場合にあつては、百六十二万四千九百円）
七十	法第五十一条の十第一項の施設定期検査を受けようとする者 イ 特定廃棄物埋設施設の性能に関する施設定期検査	二百五十二万二千二百円（電子申請等による場合にあつては、二百五十二万八百円）
七十一） 八十	（略）	（略）
八十一	法第五十七条の六第二項又は第五十七条の七第二項の認可を受けようとする者	五万八千三百円（電子申請等による場合にあつては、五万六千九百円）
八十二	法第五十七条の六第三項において準用する法第十二条の六第三項又は法第五十七条の七第四項において準用する法第十二条の七第四項の認可を受	一万九千三百円（電子申請等による場合にあつては、一万八千円）

別表第二(第六十五条関係)

番号	溶接検査を受けようとする物	金額
一	<p>法第十六条の四第一項、第二十八條の二第一項、第四十三條の十第一項、第四十六條の二第一項、第五十一條の九第一項又は第五十五條の三第一項の溶接検査を受ける物(次の項から六の項までに掲げるものを除く。)</p> <p>(一) ～ (三) (略)</p> <p>(四) 加工施設、再処理施設、特定第一種廃棄物埋設施設、特定廃棄物管理施設又は使用施設等に属する容器のうち、使用済燃料を溶解した液体を内包するもの、プルトリウム²³⁵の放射能濃度が三十七キロボクセル毎立方センチメートル以上の液体を</p>	<p>(一) の額の二倍の額</p> <p>(略)</p>

八十三	<p>けようとする者</p> <p>法第五十七條の五第三項において準用する法第十二條の六第八項又は法第五十七條の六第四項において準用する法第十二條の七第九項の確認を受けようとする者</p>	<p>十二万二千元(電子申請等による場合にあつては、十二万七千円)</p>
八十四～九十	(略)	(略)

別表第二(第六十五条関係)

番号	溶接検査を受けようとする物	金額
一	<p>法第十六条の四第一項、第二十八條の二第一項、第四十三條の十第一項、第四十六條の二第一項、第五十一條の九第一項又は第五十五條の三第一項の溶接検査を受ける物(次の項から六の項までに掲げるものを除く。)</p> <p>(一) ～ (三) (略)</p> <p>(四) 加工施設、再処理施設、特定廃棄物埋設施設、特定廃棄物管理施設又は使用施設等に属する容器のうち、使用済燃料を溶解した液体を内包するもの、プルトリウム²³⁵の放射能濃度が三十七キロボクセル毎立方センチメートル以上の液体を内包す</p>	<p>(一) の額の二倍の額</p> <p>(略)</p>

八十三	<p>けようとする者</p> <p>法第五十七條の六第三項において準用する法第十二條の六第八項又は法第五十七條の七第四項において準用する法第十二條の七第九項の確認を受けようとする者</p>	<p>十二万二千元(電子申請等による場合にあつては、十二万七千円)</p>
八十四～九十	(略)	(略)

内包するもの若しくは使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体であつて放射性物質の濃度が三十七メガベクレル毎立方センチメートル以上のものを内包するもの又はこれらの容器の排気処理系統に属する容器であつてプルトリウム（五）の放射能濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル以上の気体若しくは放射性物質の濃度が三十七ベクレル毎立方センチメートル以上の気体を内包するもの（三）に掲げるものを除く。

（五）（九）（略）

（十）加工施設、再処理施設、特定第一種廃棄物埋設施設、特定廃棄物管理施設又は使用施設等に属する管のうち、使用済燃料を溶解した液体を内包するもの、プルトリウムの放射能濃度が三十七キロベクレル毎立方センチメートル以上の液体を内

（八）の額にその半額を加えた額

るもの若しくは使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体であつて放射性物質の濃度が三十七メガベクレル毎立方センチメートル以上のものを内包するもの又はこれらの容器の排気処理系統に属する容器であつてプルトリウムの放射能濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル以上の気体若しくは放射性物質の濃度が三十七ベクレル毎立方センチメートル以上の気体を内包するもの（三）に掲げるものを除く。

（五）（九）（略）

（十）加工施設、再処理施設、特定第一種廃棄物埋設施設、特定廃棄物管理施設又は使用施設等に属する管のうち、使用済燃料を溶解した液体を内包するもの、プルトリウムの放射能濃度が三十七キロベクレル毎立方センチメートル以上の液体を内包する

（八）の額にその半額を加えた額

二 六	(十一) (略)	(十一) (略)
	<p>包するもの若しくは使用 済燃料を溶解した液体か ら核燃料物質その他の有 用物質を分離した残りの 液体であつて放射性物質 の濃度が三十七メガベク レル毎立方センチメートル 以上のものを内包する もの又はこれらの液体を 内包する容器の排気処理 系統に属する管であつて プルトニウムの放射能濃 度が三十七ミリベクレル 毎立方センチメートル以 上の気体若しくは放射性 物質の濃度が三十七ベク レル毎立方センチメートル 以上の気体を内包する もの(九)に掲げるもの を除く。</p>	
二 六	(十一) (略)	(十一) (略)
	<p>もの若しくは使用済燃料 を溶解した液体から核燃 料物質その他の有用物質 を分離した残りの液体で あつて放射性物質の濃度 が三十七メガベクレル毎 立方センチメートル以上 のものを内包するもの又 はこれらの液体を内包す る容器の排気処理系統に 属する管であつてプルト ニウムの放射能濃度が三 十七ミリベクレル毎立方 センチメートル以上の気 体若しくは放射性物質の 濃度が三十七ベクレル毎 立方センチメートル以上 の気体を内包するもの(九) に掲げるものを除く。</p>	

○原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法施行令（平成十三年政令第百五号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（原子力発電と密接な関連を有する施設） 第二条 法第二条の原子力発電と密接な関連を有する施設で政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 原子力発電施設（前条に規定する者が設置するものに限る。次号及び次条において同じ。）又は前各号、次号若しくは第七号に掲げる施設から生ずる放射性廃棄物の廃棄物埋設施設（原子炉等規制法第五十一条の二第二項に規定する廃棄物埋設施設をいう。）及び廃棄物管理施設（同条第三項第二号に規定する廃棄物管理施設をいう。）</p> <p>六・七 （略）</p>	<p>（原子力発電と密接な関連を有する施設） 第二条 法第二条の原子力発電と密接な関連を有する施設で政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 原子力発電施設（前条に規定する者が設置するものに限る。次号及び次条において同じ。）又は前各号、次号若しくは第七号に掲げる施設から生ずる放射性廃棄物の廃棄物埋設施設及び廃棄物管理施設（原子炉等規制法第五十一条の二第二項第二号に規定する廃棄物埋設施設及び廃棄物管理施設をいう。）</p> <p>六・七 （略）</p>

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（危険物質等）</p> <p>第二十八条 法第百三条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める物質は、次のとおりとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 原子力基本法第三条第三号に規定する核原料物質（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第五十七条の七）</p> <p>七～十一 （略）</p>	<p>（危険物質等）</p> <p>第二十八条 法第百三条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める物質は、次のとおりとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 原子力基本法第三条第三号に規定する核原料物質（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第五十七条の八）</p> <p>七～十一 （略）</p>

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法施行令（平成十七年政令第二百二十四号）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第十七条第一項第五号イに規定する政令で定める施設）</p> <p>第七条 法第十七条第一項第五号イに規定する原子力発電と密接な 関連を有する施設で政令で定めるものは、次に掲げるものとする 。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 実用発電用原子炉及びその附属施設又は前三号に掲げる施設 から発生した放射性廃棄物の廃棄物管理施設（原子炉等規制法 第五十一条の二第三項第二号に規定する廃棄物管理施設をいう ）。</p>	<p>（法第十七条第一項第五号イに規定する政令で定める施設）</p> <p>第七条 法第十七条第一項第五号イに規定する原子力発電と密接な 関連を有する施設で政令で定めるものは、次に掲げるものとする 。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 実用発電用原子炉及びその附属施設又は前三号に掲げる施設 から発生した放射性廃棄物の廃棄物管理施設（原子炉等規制法 第五十一条の二第二項第二号に規定する廃棄物管理施設をいう ）。</p>

○東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令（平成二十五年政令第五十三号）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第六十四条の二第一項の規定により特定原子力施設として指定され、同条第四項の規定により平成二十四年十一月十五日においてその旨を公示された原子炉施設（以下「東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設」という。）については、法第六十四条の三第一項の認可があつた場合には、法の規定（法第四十三條の三の八第一項（法第四十三條の三の五第二項第五号、第九号及び第十号に掲げる事項の変更に係る部分に限る。）及び第四項、第四十三條の三の九から第四十三條の三の十六まで（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉並びにこれらの附属施設に係る場合に限る。）、第四十三條の三の二十四、第四十三條の三の二十七、第四十三條の三の二十九（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉並びにこれらの附属施設に係る場合に限る。）並びに第四十三條の三の三十三（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉並びにこれらの附属施設に係る場合に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、法第四十三條の三の九第三項第一号の規定の適用については、同号中「又は同条第三項」とあるのは、「届けたところ又は第六十四条の三第一項若しくは第二項の認可を受けたところ」とする。</p>	<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第六十四条の二第一項の規定により特定原子力施設として指定され、同条第四項の規定により平成二十四年十一月十五日においてその旨を公示された原子炉施設（以下「東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設」という。）については、法第六十四条の三第一項の認可があつた場合には、法の規定（法第四十三條の三の八第一項（法第四十三條の三の五第二項第五号、第九号及び第十号に掲げる事項の変更に係る部分に限る。）及び第四項、第四十三條の三の九から第四十三條の三の十六まで（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉並びにこれらの附属施設に係る場合に限る。）、第四十三條の三の二十四、第四十三條の三の二十七並びに第四十三條の三の二十九（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉並びにこれらの附属施設に係る場合に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、法第四十三條の三の九第三項第一号の規定の適用については、同号中「又は同条第三項」とあるのは、「届けたところ又は第六十四条の三第一項若しくは第二項の認可を受けたところ」とする。</p>